

ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用制限等に関する意見聴取会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の公の施設等の施設管理者が、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」を適用し、当該公の施設等の設置及び管理に係る条例その他の規定に基づき使用制限を行うことに関し、専門的な見地から意見を求めることを目的として、ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用制限等に関する意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開催する。

(委員等)

第2条 意見聴取会に参加する委員は、次の各号に掲げる学識経験のある者各1名及び弁護士1名とし、市長が就任を依頼する。

- (1) 国際人権法等の人権問題
- (2) 憲法
- (3) 行政法

2 前項の委員が意見聴取会に参加できない場合は、予備委員が参加する。

3 予備委員は、第1項各号の区分に応じそれぞれ1名を選任する。

(任期)

第3条 委員及び予備委員（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(招集)

第4条 意見聴取会は、施設管理者からの要請に基づき、市長が招集する。

(意見聴取)

第5条 市長は、意見聴取会において、公の施設等の使用に係る次に掲げる事項について委員等から意見を聴取する。

- (1) 「不当な差別的言動」が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測されるか否かに関する事。
  - (2) 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情があるか否かに関する事。
- 2 市長は、意見聴取会を開催する暇がない場合は、委員等から個別に意見を聴取することで意見聴取会の開催に代えるものとする。

(委員等以外の者からの意見聴取)

第6条 市長は、第2条第1項各号に掲げるもの以外の特定の事項に関して専門的な観点から意見を聴取する必要があると認めるときは、委員等以外の者で、専門的知識を有するものに対して、意見聴取会への出席その他の方法により意見聴取を行う。

(遵守事項)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員等は、その職の信用を傷つけ、又は本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱)

第8条 市長は、委員等がこの要綱に違反したときは、任期の途中であっても、当該委員等を解嘱することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の開催に必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。